

平成22年2月22日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等をとりまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年2月12日から平成22年2月18日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声の集計報告(10/02/22)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告

平成22年2月12日～2月18日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	4	36	2	1	631	0	674
大臣官房	0	0	0	0	2	0	2
統計情報部	0	0	0	0	0	0	0
医政局	0	9	1	0	13	0	23
健康局	0	330	1	0	121	0	452
医薬食品局	0	85	0	0	7	4	96
食品安全部	0	3	0	0	0	0	3
労働基準局	1	347	0	0	107	0	455
職業安定局	0	22	0	0	160	0	182
職業能力開発局	0	4	0	0	19	0	23
雇用均等・児童家庭局	0	118	6	0	214	0	338
社会・援護局	0	96	3	1	56	0	156
障害保健福祉部	0	10	1	0	12	0	23
老健局	0	41	0	0	31	13	85
保険局	0	89	0	2	0	0	91
年金局	0	48	1	0	35	0	84
政策統括官	1	28	0	0	1	0	30
日本年金機構	9	471	4	0	65	0	549
合計	15	1,737	19	4	1,474	17	3,266

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	628
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	690
法令遵守違反に関するもの	8
その他	1,940

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	4件	36件	2件	1件	631件	0件	674件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	674件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	国会中継を見ていて思ったことですが、野党議員によると、長妻大臣の下では働けないと思っている職員がいるそうです。国民の選挙で選ばれた大臣に対して失礼です。長妻大臣の活躍を期待しています。(電話) 同様の電話がほかに1件ありました。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
2	【件名:期待の星登場 枝野大臣】 昨年の事業仕分けは、見世物としては良かった。悪役の役人を滅多切りにする姿に、多くの国民が爽快だった。しかし、実質的な予算削減効果はなかった。つまり、昨年の事業仕分けは失敗だ。4月に行う事業仕分けは、昨年の失敗の反省のもとに行わないと意味がない。既存の政策で残すものは何か、そして新しく行う政策は何か、を仕分けるのが、事業仕分けだ。事業仕分けには優先順位がある。第一に優先するのが、社会保障の再構築だ。その項目は、医療、介護、福祉、年金、教育だ。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、文科省へ転送)		政府へのご意見の中に医療、介護、福祉、年金政策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
3	【件名:消費税増税論議について】 菅直人財務相が、消費税増税の議論を3月くらいから本格的に始めたいと述べました。その目的は「バラキ政策」の財源を確保しようとしているだけではないでしょうか。今は経済成長を通じて、税収を増やすことに取り組むべきです。そのためには、成長戦略を示し、景気を上げること、個人消費を上げること、知恵を出し合い専念することです。そうすれば各企業も潤い、利潤が出てきたら雇用も増えて税収も増えていきます。不況期に増税は絶対にあり得ません。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、経産省へ転送)		政府へのご意見の中に雇用政策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
4	【件名:菅副総理の増税に関する意見で】 結婚・妊娠を機に退職、出産後正規雇用をと望みながら、パート勤めを続け5年5ヶ月が過ぎようとしています。地方はもう10年近く景気の深い底をさまよっています。元々少ない近隣の大型店舗がここ1年で3店舗閉鎖・撤退しています。政権交代でやっと救われると希望が持てた矢先に、ことごとく公約の撤廃。挙げ句増税とは…あまりにも有権者を踏みつける行為です。どうぞこれ以上有権者を失望させないでください。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省、経産省へ転送)		政府へのご意見の中に雇用対策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。
5	【件名:消費税アップの議論について】 子ども手当満額支給、地方交付税増額、公務員制度改革未定、無駄な天下り法人手つかず、このような状況下での消費税アップの議論は整合性がなく理不尽です。仮にどうしても消費税を上げるというなら日常的な食品は除外してほしいと思います。10万円の年金で慎ましく暮らしている老夫婦のことも考えてください。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、総務省、財務省、人事院へ転送)		政府へのご意見の中に子ども手当、年金の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	子ども手当は大変ありがたいのですが、それよりも今は経済を立て直す、景気を浮揚させることが大切ではないでしょうか。若い人が希望を持てる社会を作らないと子供も増えないと思います。大臣は誠実な方です。ですのでこれからも頑張ってください。(電話)		貴重なご意見として拝聴いたしました。
7	【件名:雇用について】 雇用問題がずいぶん問題になっていますが、それよりも企業の利潤や成長を重視しないとだめではないでしょうか。結局、企業は雇える範囲でしか雇用しないと思います。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、経産省へ転送)		政府へのご意見の中に雇用対策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内においても情報を共有しました。
8	【件名:子育て支援策について】 先日、正社員面接の際「育児と仕事の両立は我が社では厳しいのでは…」と言葉を濁した言い方をされました。育児をしていく上で、現在のPTA役員の活動は生活を圧迫する要因の一つだと考えます。正社員として働く主婦にPTA役員の活動の軽減策をお願いします。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、文科省、経産省へ転送)		政府へのご意見の中に子育て支援策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内においても情報を共有しました。
9	【件名:国民負担率について】 企業や個人が得た所得からどれだけ税金と社会保険料を支払っているかを示す「国民負担率」は平成22年度は、年金や雇用保険の保険料が引き上げられること等から、40%近くまで上昇する見通しです。このままではわれわれ国民は生活ができなくなります。天下りや渡りを禁止し、賄賂性の高い企業献金も廃止してください。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、財務省へ転送)		政府へのご意見の中に年金・雇用政策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として省内においても情報を共有しました。
10	【件名:選択的夫婦別姓制度の導入について】 政策の優先順位が明らかにおかしいと思います。大多数の日本国民が今求めているのは、景気対策、雇用対策。外国人参政権といい、夫婦別姓といい、特定の団体の勢力の主張ばかりを優先して政策化している。家族のあり方という民族的、文化的な問題は国民的な議論をしてから法案を提出すべきです。夫婦別姓になった時に社会がどのように変化するかよく考えるべきです。 (官邸に寄せられた国政への意見メール:厚労省、内閣府、総務省、法務省、外務省へ転送)		政府へのご意見の中に雇用対策の観点も含まれていましたので、官邸から厚労省にメールが転送されました。厚労省としましては、関係省庁と情報を共有するとともに貴重なご意見として政務三役及び省内においても情報を共有しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医政局
照会先	歯科保健課 総務係(内線2583) 指導課 救急医療係(内線2551) 医事課 総務係(内線2566) 医事課 免許登録係(内線2576、2577)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	9件	1件	0件	13件	0件	23件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	12件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	11件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	TBSで中国製の義歯について、ベリリウムが含まれており、危険であるとの報道があった。厚生労働省として規制はしないのか。		口から摂取される場合にはほとんど問題ないが、ガスや粉じん状態で吸入されると健康被害を生ずる場合があり、合金を扱う歯科技工士などの歯科技工に従事する方に注意が必要とされている旨をご説明しました。 また、現在実施している国外における歯科技工物の流通に関する実態調査や歯科技工物の成分分析に関する厚生労働科学研究で、調査・研究を引き続き進めていく旨をご説明しました。
2	1月14日に実施された全国厚生労働関係部局長会議において説明のあった平成22年度予算案の新規事業(診療所の二次救急医療機関に対する診療協力への支援事業)につき、医師不足に悩む病院の休日診療を代行する開業医を支援する事業に用いることはできるか。		お尋ねの事案を念頭に概算要求をしている旨を説明しました。 なお、個別事案の対象、対象外については今後、都道府県に示す予定の実施要綱、交付要綱を踏まえて都道府県と相談していただくようご説明しました。
3	救急救命士がコンビチューブ(食道閉鎖式エアウェイ)を使用する場合に、たまたま気管内に挿入されたチューブの先端を使って換気すると、医師の具体的指示を欠く気管挿管(すなわち違法行為)となるおそれがあるか。		コンビチューブによる気道確保は、救急救命士法においては、「食道閉鎖式エアウェイによる気道確保」として、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置とされている旨をご説明しました。 その上で、医師の具体的指示を受けたにもかかわらず、救急救命士がコンビチューブを挿入したところ、その先端が気管に挿入された場合については、直ちに違法行為になるものではないが、その後の処置について、具体的指示を行った医師に確認することになることをご説明しました。
4	医療に関する相談をしたいが、行政機関で対応してくれるところを教えてください。		都道府県に設置されている医療安全支援センターにてご相談を受け付けている旨をご説明しました。
5	身体に障害を持っているが、免許を取得することができるか。(医師法第4条第1号等の内容に関する問い合わせ)		国家試験合格後、免許申請時において免許を与えるか与えないかの判断がされるので、現段階では取得の可否はお答えできない旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	330件	1件	0件	121件	0件	452件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	153件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	22件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	277件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	新型インフルエンザの流行は終息しつつあると聞いているが、これからワクチン接種したほうがいいのか。		新型インフルエンザの患者数は全国的には減少傾向ですが、油断はできません。また、過去のパンデミックインフルエンザの経験では、一度流行が終息した後も再流行することがあります。なお、ワクチン接種にあたっては、その効果とリスクについて十分ご検討の上、ご判断下さいと回答いたしました。
2	国の新型インフルエンザ対策に協力した結果、新型インフルエンザワクチンが余剰となっているため、ワクチンを返品可能とすべき。返品されたワクチンの数量を正確に算出し、今後の計画に活かすべき。また、返品されたワクチンは、他国へ供与してはどうか。		新型インフルエンザワクチンについての余剰や配分方法の見直しについては、健康な成人の方への接種状況や今後の流行状況等も踏まえて検討してまいりますと回答いたしました。
3	高病原性鳥インフルエンザに備え、ワクチン接種のシミュレーションを行うべき。		高病原性インフルエンザへの対策については、今回の新型インフルエンザ対策で得られた知見を踏まえ、検討してまいりますと回答いたしました。
4	インフルエンザに感染しましたが、ワクチンを接種したほうがいいのか。		インフルエンザに対する免疫は、ワクチン接種以外に、実際にインフルエンザにかかることによっても獲得されます。したがって、新型インフルエンザに既にかかった方については、免疫がすでに獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられますと回答いたしました。
5	大人の新型インフルエンザワクチンの接種費用はいくらか。		新型インフルエンザワクチンの接種費用は全国一律で、1回接種の場合は3600円、2回接種の場合は6150円(ただし、2回目の接種を異なる医療機関で受けた場合は、基本的な健康状態等の確認が再度必要となるため、7200円)です。ただし、所得の少ない世帯の方などについては、費用負担の減免措置が市町村によって行われますと回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	妊婦に新型インフルエンザワクチンの接種はできるか。		現在までのところ、妊娠中にインフルエンザワクチンの接種を受けたことにより流産や先天異常の発生頻度が高くなったという報告はありません。妊娠されている方々には、保存剤の添加されていないワクチン接種を希望することもできます。接種に際してご心配な点があれば、主治医にご相談くださいと回答いたしました。
7	厚労省はウエスト周囲径ではなく、腹囲という言葉を使うと決めたはずなのに、今度の事務連絡ではウエスト周囲径を使っている。混乱を招くので、厚労省が発出する文書は腹囲で統一すべき。		研究者の見解をそのまま伝える趣旨から、研究者の言葉をそのまま使っている旨回答いたしました。
8	公共の場を全面禁煙にしたら吸う場所がなくなる。喫煙者を苦しめるような政策はおかしい。		今後のたばこ政策の検討の際に参考にさせていただくと回答いたしました。
9	たばこ税を上げる前に、たばこの販売をやめるように財務省に要望してほしい。		今後のたばこ政策の検討の際に参考にさせていただくと回答いたしました。
10	まつ毛のエクステンションについて、美容師免許を保有する者でなければ施術できないのか。		まつ毛のエクステンションは美容行為であり、業として行うにあたっては美容師の免許が必要になる旨回答いたしました。
11	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところ。審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数が増などにより対応している旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	85件	0件	0件	7件	4件	96件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	93件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	大学の臨床試験に参加したが、その結果を教えていただきたい。医薬品の承認申請の前であっても、厚生労働省が5年おきに臨床試験の状況を把握し、外部からの問い合わせに対し回答できるようにすべき。		承認申請がされていないため厚生労働省ではデータを把握できないことから、試験結果は大学にお問い合わせいただきたい旨ご説明いたしました。また試験結果の内容は企業等の知的財産に該当するので、一律に提出を依頼して公表することは困難である旨をお伝えしました。
2	治験に参加して、健康被害が生じ、補償の請求に係る書類を治験コーディネーターに提出したが、治験依頼者に届いていない。治験コーディネーターはモニター会社(治験を支援する企業)に提出したと言うが、会社名を教えてくれないので、(独)医薬品医療機器総合機構への届出に基づきその会社名、補償の内容の情報開示をしていただきたい。 また、補償の話について、治験依頼者と医療機関のどちらに相談すればよいのかわからない。		治験の実施に際しては、機構に届出ることが薬事法で義務づけられていますが、治験支援をする企業の名称、所在地、補償の内容については不開示となっていることをご説明いたしました。しかし、治験依頼者の判断により当該情報を提供することは問題ないので治験依頼者に相談していただきたいこと、また補償については治験依頼者と実施医療機関とで話をさせていただく必要があることをご説明いたしました。
3	平成11年に発出された通知が厚生労働省HPの通知検索システムでヒットしないのはなぜか。 また、この通知中の記載にある文言について、登録販売者に問い合わせたところ適切に説明できなかった。資格の要件や教育に問題があるのではないか。		厚生労働省HPの通知検索システムは必ずしもすべての通知が登録されていないことをご説明し、HPに掲載する通知については、厚生省時代のものについても改善したい旨をお伝えしました。また、登録販売者に問い合わせた通知の文言についてご説明いたしました。

4	身内にC型肝炎の者がいるのだが、フィブリノゲンの使用がわかればそれが即薬害となるのだろうか。	「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」による認定は訴訟を通じ裁判所がおこなうものであることをご説明いたしました。また、併せて訴訟概要もご案内いたしました。
5	C型肝炎になり肝移植を受けた。「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」による認定を受けるための訴訟を起こしたい。訴訟に詳しい弁護士の連絡先を知りたい。	薬害肝炎訴訟弁護団の連絡先をお伝えいたしました。
6	以前献血ルームへ伺った時、輸血の経験も一度あると問診の時に話しをしたところ、血を貰うことは出来てもあげることができないと言われたのですが、一度輸血をうけると献血はできないのだろうか。	輸血歴、臓器移植歴のある方は、未知のウイルス等の感染拡大を防ぐ意味から、献血を御遠慮いただく旨ご説明いたしました。これは、輸血により、現在の検査方法では検出できないウイルスや未知のウイルスの感染が起こる可能性を考え、輸血を受ける患者の方の安全を最優先して制限しているものである旨ご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 政策・制度の改善等を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	食品安全部企画情報課
照会先	総務係長 嶋田敏志(内線2450) 調整係長 瀬戸裕之(内線2452) (ダイヤルイン 03-3595-2326)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	3件	0件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	三重県松阪市の寿司屋で鉄火巻きを食べたところ、長さ4cm程度の骨が喉に刺さったため、救急搬送され、骨を取り除く治療を受けました。 その後、当該店舗へ連絡しましたが、謝罪もなく適切に対応して貰えなかった。 この内容については、保健所、警察へ相談し、(保健所からは)事業者への立入調査内容、報告書等の報告を受けたが、処分に該当する案件ではないとの説明を受けました。 健康被害を受けているのに、業者に対する処分が何もなされないのは不服です。 業者に対する処分等を検討をお願いします。		販売者や製造者への直接的な指導は厚生労働省では行っていないが、管轄する自治体へ内容を確認した上で、必要に応じて適切な対応を要請すると回答しました。 また、業者の対応に対する申し入れについては、厚生労働省としては対応出来ないと回答しました。
2	単に食品の見栄えなどを良くすることを目的とした着色料のような添加物は、必ずしも必要なものとは思えない。子供達や環境への影響を考えると、そのようは不必要な添加物の使用を認める必要はないのではないかと。そのような点も踏まえたくて、指定の可否を検討して欲しい。		添加物の指定にあたっての安全性評価とその手法について説明いたしました。
3	厚生労働省は、おいしいご飯を食べられるよう、炊飯器の研究をすべきです。		厚生労働省では、食品の安全に関する事を取り扱っており、炊飯器の研究についての対応は出来ない旨説明いたしました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 政策・制度の改善等を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	労働基準局総務課
照会先	監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 高木 洋司(内線5582)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1件	347件	0件	0件	107件	0件	455件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	27件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	425件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	勤務先の有給休暇の問題や残業手当の不払について、労働基準監督署に告発したが、その後どうなっているのか。		個別案件の処理状況については、所轄の労働基準監督署に確認していただきたい旨ご回答しました。(匿名のご相談のため、個別案件の確認はできませんでした。)
2	全国の大学で「特認教員」が裁量労働制により働いているが、「研究」を全く行わないのだから、裁量労働制にならないのではな いか。厚生労働省から文部科学省に指導すべきではないか。		裁量労働制についてご説明した上で、いただいた提案について貴重なご意見としてお伺いしました。
3	労働基準法で、完全週休二日となるよう義務づけてほしい。また、労働者が消化できなかった年次有給休暇に対して、その未消化日数に応じて事業主に何らかのペナルティーが発生するように法改正してもらいたい。		貴重なご意見としてお伺いしました。(匿名メールのため、返信できませんでした。)
4	労働保険料の延滞金にかかる納付書が送付されてきたが、なぜ送られて来たのか。どうしたらいいのか。		法律で定められた期日までに労働保険料を納付いただいていない場合は法令により延滞金が発生すること、お送りした納付書は延滞金を納付いただくべき事業主にお送りしていることをご説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	<p>職場における受動喫煙対策を進めていただき、大変感謝しております。上司が喫煙していると、面と向かって「やめて」とは言えません。是非とも「快適な職場づくり」のため、事務所内の禁煙を義務化するようお願いします。</p> <p>加えて、意外と見逃しがちなのが社用車内の喫煙です。義務化の際には、「事務所」の中に社用車等を加えていただくようお願いいたします。</p>		<p>現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。</p>
6	<p>職場での禁煙・分煙は進んでいますが、日本では飲食店の禁煙対策が先進国のなかでも最も遅れていることが残念です。ぜひ、「屋内は禁煙」を徹底してください。多くの飲食店は「自分のところだけ禁煙にしたら、喫煙者が他店に流れてしまう」ことを心配して対策はとりません。一斉に義務化しないと、いつまでもお見合い状態が続くと思います。</p>		<p>現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。</p>
7	<p>職場の全面禁煙を目指す方針について、強く反対いたします。報道によりますと、喫煙室の設置や、環境整備による被害抑制を認めない、とにかく禁煙という形になっており、とても喫煙者の理解が得られる内容ではございません。喫煙行為は違法でない以上、個人の自由によって許されるべき行為であり、喫煙者、非喫煙者のことを共に考えるならば、分煙の充実と設備への補助こそが本来あるべき姿であり、嫌煙権を過剰に保護、拡大解釈をして喫煙権を妨げるのは、あってはならないことです。</p>		<p>現在厚生労働省において開催されている「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」に対する貴重なご意見として承りました。</p>
8	<p>労働基準監督署へ労災の手続きに行ったところ、約束の時間より早く着き、まだ昼休み中だったためか、丁寧な説明をしてもらえなかった。</p>		<p>所管部署に対し、昼休み中の受付体制を改めて見直すよう指示するとともに、相談者に連絡を取り、労災手続について懇切・丁寧に説明するよう指示しました。</p>
9	<p>先日、労災年金の振込通知書が届いたが、銀行口座を確認したところ、まだ振り込まれていなかった。 なぜ通知が届いたのに労災年金が振り込まれていないのか。</p>		<p>振込通知書は振込前に事前送付させていただいているもので、振込通知書に記載している期日に労災年金が振り込まれることをお知らせするものであることをご説明し、ご了解いただきました。</p>
10	<p>息子の労災請求について労働基準監督署問い合わせたところ、親には教えられないと言われたがなぜか。</p>		<p>個人情報保護の観点から、労災保険の支給決定に関することは請求者本人のみお答えするのが原則となっており、請求人に対して十分説明をさせていただくことをご説明し、ご了解いただきました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	職業安定局(公共職業安定所運営企画室)
照会先	室長 荒牧英雄(内線5735) 広報担当官 和田史絵(内線5682) (直通03 - 3593 - 6241)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	22 件	0 件	0 件	160 件	0 件	182 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	34 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	113 件
	法令遵守違反に関するもの	4 件
	その他	31 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、新聞各紙に政府広報としてハローワークへの求人申込みの呼びかけを行ったところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
2	会社をやめたが、雇用保険の離職票を書いてもらえない。(具体的な企業名の記載なし。)		離職票は退職日の翌日から起算して10日以内に作成することとされていますが、企業の事務手続きの都合等により遅れている可能性があるため、ハローワークにご相談いただきたい旨ご説明いたしました。
3	ハローワークインターネットサービスを使えば自宅で求人閲覧ができるのに、希望の求人に申し込むため、紹介状をもらうにはハローワークに出向かなければいけない。インターネットで発行することはできないか。		ハローワークでは、求職者の方の適性等について相談し、適切な職業紹介を行うためには、ハローワークに来所して職業相談を行うことが必要であることをご説明しました。
4	ハローワークの求人票で採用基準と応募条件に大きな開きがあるものがあるので、指導してほしい。(具体的な企業名の記載なし。)		ハローワークでは、求人情報が正確なものとなるよう事業主への確認に努めています。求人票の内容と実際の採用条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主に対し確認し、求人内容の修正等の指導を行うこととしており、その旨をご説明いたしました。
5	ハローワークの求人票に年齢や性別が不問と書いてあるにもかかわらず、連絡してみると年齢や性別を理由に断る企業があるので、きちんと指導してほしい。(具体的な企業名の記載なし。)		ハローワークにおいては、事業主に対し、年齢や性別ではなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しています。年齢や性別を理由に不採用とする事業所を把握した場合には、その事業所に対し公正な採用となるよう引き続き指導を行っていく旨ご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ハローワークから紹介され、求人に応募したが、選考結果の連絡が全くない会社がある。選考結果は必ず連絡するように徹底してほしい。		採否結果については、事業主に対して、求人票に記載された採否決定までの日数内に求職者及びハローワークに連絡していただくよう指導しております。期日までにハローワークに連絡がなかった場合は、求職者の依頼に基づきハローワークから事業主に問い合わせるようにしており、今後も事業主に対する指導を徹底してまいります。
7	ハローワークに就職活動の相談にいったが、職員が親身になって対応してくれず、必要な情報が得られなかった。		いただいた情報を労働局に伝え、労働局において事実確認を行っているところであり、その結果を踏まえ、適切に対処してまいります。
8	労働者派遣が禁止されている業種に派遣を行っているところがある。調査してほしい。(具体的な情報あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
9	雇用保険未加入の会社があるので調査してほしい。(具体的な企業名の記載あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。
10	雇用調整助成金を不正に受給している会社があるので、調査してほしい。(具体的な情報あり。)		いただいた情報を労働局に伝え、調査を指示しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	職業能力開発局総務課
照会先	総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (ダイヤルイン03-3502-6783)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	4件	0件	0件	19件	0件	23件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	15件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	就職が決まらないまま卒業した学生が月10万円を受給しながら職業訓練を受けられるのはおかしいのではないかと。雇用保険を納めて初めて雇用保険や職業訓練を受ける権利が発生するのではないかと。		新規学卒者の方々の就職内定に係る状況が依然として厳しい中、このような方々の失業が長期化した場合、我が国の産業や社会を支える人材育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。このため、当省としては、このような方々に対する職業訓練の受講機会の確保や訓練受講期間中の生活支援は極めて重要と認識しております。
2	こども手当も大切であるが、失業者の再就職支援をお願いする。特に雇用保険を受けられない人達の職業訓練を受けるための支援が急務であり、早期の決断をお願いする。		依然として雇用失業情勢が厳しい中、当省においては、従来から実施している公共職業訓練のほか、主に雇用保険を受給できない方を対象として、昨年7月末から緊急人材育成支援事業により無料の職業訓練の実施や、訓練期間中の生活費を保障する訓練・生活支援給付の支給を行っている旨、さらに平成23年度からの「求職者支援制度」の恒久化に向け検討を進めている旨を説明しました。
3	厳しい雇用失業情勢が続く中、雇用対策にしっかり取り組んで欲しい。特に、職業訓練を充実させてほしい。		今年度においては、公共職業訓練の定員枠を前年度から約6万人分拡充するとともに、昨年7月末より雇用保険を受給できない方等を対象に、職業訓練と訓練期間中の生活保障を行う緊急人材育成支援事業を実施するなど、我が国においても、厳しい雇用失業情勢が続く中、職業訓練体制の充実・強化に努めている旨を説明しました。
4	職業訓練の講師をしていたが、技能や知識を身に付けるためにというよりは月10万円の給付が目的で受講しに来ていた人もいて、就職支援のための施策のはずが、働かずにお金を得ようとする人を増やしている側面がある。よく検討いただきたい。		職業訓練は、ハローワークにおける職業相談や職業訓練施設における選考により、当該訓練を受講することが再就職のために必須である等、当該職業訓練を受講することが適切と判断された方が受講するものであることを説明しました。 また、訓練・生活支援給付の支給要件として、毎月8割以上の訓練出席率を求めており、訓練に真面目に出席していなければ給付されない旨を併せて説明しました。
5	訓練・生活支援給付における「年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方」とする支給要件について、自分は収入がないが家族全員が働いており、本要件を満たすことができない。いくら家族全員に年収があっても、自分の収入が全くないのでは安心して職業訓練を受けられないので、再検討いただきたい。		御家族に一定程度の収入がある場合には、その収入による支援が期待できるところ、支援対象者が生活困窮者に限定されないこととなり、国民の理解が得られないものと考えられます。 このため、訓練・生活支援給付における「世帯全体の年収見込みが300万円以下の方」とする支給要件は引き続き継続する必要があると考えています。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	訓練・生活支援給付において、出席率が8割に満たない場合、以後の給付が行われないこととなっているが、就職活動のために欠席した場合には、そもそも再就職するために職業訓練を受講しているのであるから、出席したものとみなすべきではないか。		職業訓練の受講期間中に就職活動を行うことは差し支えありませんが、訓練・生活支援給付は、再就職のために当該訓練を受講・修了することが必須である場合に、安心して訓練を受講いただくため支給しているものです。 このため、就職活動のために欠席した場合について、訓練・生活支援給付の支給に当たり出席していたものと判断することは困難と考えてます。
7	訓練・生活支援給付の支給対象となるのは、主たる生計者のみであるが、主たる生計者でなくとも支給対象としてほしい。		訓練・生活支援給付については、世帯の年収を見て支給する制度であるため、世帯の生計を主に支えている方を支給の対象としている旨を説明しました。
8	訓練・生活支援給付を受給しながら職業訓練を受けているが、やはり月10万円では生活費として本当に必要最低限度の額であり、途中から、さらに月5万円の訓練・生活支援資金融資を受けたいが可能か。		職業訓練の受講期間等を確認させていただき、融資元の労働金庫による審査の上、訓練・生活支援資金融資の申請が可能である旨を説明しました。
9	職業訓練の受講生の中には、受講意欲や能力を欠いた人がいるが、訓練実施施設を通じて、指導を行う等しっかりと対応を行うべきではないか。		職業訓練は、ハローワークにおける職業相談や職業訓練施設における選考により、当該訓練を受講することが再就職のために必須である等、当該職業訓練を受講することが適切と判断された方が受講するものです。この運用を徹底してまいります。
10	「ジョブ・カードを採用面接で使ってみませんか」というチラシを見た。実際にジョブ・カードを活用して採用面接を行いたい。様式などは事業所で用意しないといけないのか。		ジョブ・カードは、厚生労働省HPよりダウンロードすることが可能ですので、求職者の方にお持ちいただいたジョブ・カードを使用して、選考を行っていただければ結構です、と説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	118件	6件	0件	214件	0件	338件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	218件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	118件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<ul style="list-style-type: none"> 外国人に子ども手当を支給すべきではない。 所得制限をかけるべき。 子ども手当の財源で給食費を無料にする方が良い。 外国に住んでいても子ども手当を受けたい。 財政難と言われる中で子ども手当を行うのは不適切である。 		貴重なご意見として承りました。
2	<p>保育所給食の外部搬入は、保育の一環である給食を保育の営みから切り離し、食育の推進を妨げるだけでなく、アレルギーや健康上の問題を抱える一人ひとりの子どもに即した対応を困難にする。保育の質の低下を招き、食の外注化、市場化に道を開く安易な外部搬入はやめ、自園調理を充実してほしい。[その他、給食外部搬入反対のご意見 6件]</p>		今後、構造改革特別区域推進本部により政府の対応方針が決定され、これを踏まえ、所要の法令改正を行います。
3	<p>住所地の自治体では高等技能訓練促進費等事業を実施していないため、高等技能訓練促進費を受給できない。住む場所によって、当該訓練促進費の受給の可否が決まるのは不公平ではないか。</p>		当該事業については、実施主体が都道府県・市・福祉事務所設置町村となっており、当省としては事業の実施に必要な予算を確保するとともに、事業未実施の自治体に対しては、当該事業を活用した母子家庭の母の就業の促進の取組をお願いしているところであり、今後も当該事業の普及に努めてまいります。
4	<p>毎日新聞の子ども手当の記事(2/9付)において「親「不詳」」は対象外」とあったが、「親不詳」とはどういう意味なのか。</p>		児童養護施設等に入所している子どもの親の状況を調査した「児童養護施設入所児童等調査」の概要を説明しました。
5	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療には多額の費用がかかるため、この費用について保険適用して欲しい。不妊治療を受けるのは年齢が若い方がよいことから、早急に実現してもらいたい。 特定不妊治療助成事業について、もっと広く広報するべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療(体外受精、顕微受精)については、都道府県等を窓口とした助成事業がある旨をご説明いたしました。 貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	里帰り先の病院で妊婦健診を受けたところ、妊婦健診の受診券が利用出来ず、市町村からは健診費用の償還は出来ないと言われたが、どうしたらよいか。		里帰りした場合の妊婦健診の受診費用について、償還払いをするかどうかは、各市町村の判断により行われているため、各市町村の妊婦健診に関する窓口にご相談いただきたい旨ご説明いたしました。
7	ハローワークの求人票には、募集・採用要件に性別が書かれていないが、それは求職者にとっても企業にとっても不都合である。均等法を無くしてほしい。		均等法の趣旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 大武 喜勝(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	96 件	3 件	1 件	56 件	0 件	156 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	16 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	34 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	106 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	生活保護受給者が子ども手当をもらった場合、これを収入として認定して、その分保護費が減額されると聞いたが、これでは支給する意味がないと思うが、実際はどうか。	① ②	生活保護制度における子ども手当の取扱いにつきましては、子ども手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に及ぶよう、所要の措置を講ずることとしております。
2	年末年始に派遣村など作らず、自助努力を促すような政策を年を通して行ってください。これ以上生活保護に流れるようなことはさせないでください。	④	国民の皆様の声として組織で共有致しますと回答しました。
3	最近景気が悪いこともあって、生活保護受給者が増加しているが、それに伴って、制度を悪用して保護を不正に受ける人が増加している。また、支給された保護費を飲酒やギャンブルに使ってしまう人がいる。そのような事例を減らすためにも、生活保護費を現金で支給しないで、クーポンなどの現物給付にしたらいのではないか。	④	貴重なご意見としてお伺いしました。
4	生活福祉資金を借りたいが、社会福祉協議会で断られた。社会福祉協議会職員の対応が悪かった。	① ④	制度を説明し、国民の皆様の声として組織で共有致しますと回答しました。
5	生活保護を担当している自治体の福祉事務所職員の対応が悪かったので、何とかして頂きたい。	①	福祉事務所職員の対応にご不満をもたれた方からお電話がありました旨を、当該自治体へお伝えしました。

(主な国民の皆様の声)

6	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合の職員の対応が悪いとの苦情相談。	④ 室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 ⑤ 検討後、当該組合に対して、職員の対応については、契約者にわかりやすく、また真摯にご説明するように伝え、ご相談内容を報告しました。
7	新聞で住宅手当の要件緩和に関する記事を見かけたのだが、住宅手当の具体的な内容について教えてもらいたい。	① 住宅手当の趣旨、支給要件、支給額、お住まいの自治体における担当窓口等についてご説明しました。
8	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① 現在、当該ルートでの受験に関しては調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。
9	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	① 士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
10	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	① 社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
11	第22回社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験に関して、当日の受験環境などについて改善をお願いしたい。	⑤ 貴重なご意見として拝聴し、次年度以降の試験にて活かしていきたい旨をお伝えしました。
12	外に出られない障がい者のために、地域の保健師が声かけや見守りをするべきである。	④ 貴重なご意見として拝聴し、組織において情報を共有しました。 地域における見守り活動などの支援に努めてまいりますと回答しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	10件	1件	0件	12件	0件	23件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	8件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	7件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	8件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	自立支援法訴訟の合意文書に介護保険優先の原則の廃止が盛り込まれている。4月1日から利用者負担の無料化が行われるが、介護保険優先も即時に廃止してほしい。高齢者は介護保険を使われるので無料にならない。新法ができるまで待てない。		介護保険との関係について、障害者自立支援法に代わる新たな制度について、現在「障がい者制度改革推進会議」で議論されている旨を説明しました。
2	自立支援法により障害の区別なくサービスが受けられるようになったといわれるが、同じ施設の中に身体、知的、精神の障害者が一緒にいる状態であるため、職員が十分な対応ができなくなっている。自立支援法を廃止するにあたり、障害の種別をより細かく分け、それぞれ専門のサービスが受けられるようにすべきだ。あわせて、高次機能障害についても位置づけを明確にすべきだ。		高次機能障害について現も支援の対象である旨、それぞれの障害の特性に応じた支援に努めている旨と、障害者自立支援法に代わる新たな制度について、現在「障がい者制度改革推進会議」で議論されている旨を説明しました。
3	難病指定の肝炎に罹っており、治療と並行しながら求職活動をしている。難病は障害者手帳の対象ではないため、医療費がかかるし、雇用率の対象でないためなかなか採用してもらえない。難病患者も障害者として認定してほしい。		身体障害者手帳の対象に肝臓機能障害が追加されることを説明するとともに、福祉や雇用など障害者に関する諸政策について、現在「障がい者制度改革推進会議」で議論されている旨を説明しました。
4	「障害者自立支援法」の廃止を先延ばしにするのは公約違反である。		障害者自立支援法に代わる新たな制度について、現在「障がい者制度改革推進会議」で議論されている旨と、新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算案において低所得者の福祉サービスの利用者負担を無料化している旨を説明しました。
5	「障害者自立支援法」が廃止されるとのことだが、代替案が出ないまま廃止された場合、どのような影響ができるか懸念される。		障害者自立支援法に代わる新たな制度について、現在「障がい者制度改革推進会議」で議論されており、廃止は新たな制度ができた後になる旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	国会議員の定数や報酬を削減し、政党助成金320億円を廃止して、障害者福祉に金を回すべきだ。		障害者自立支援法に代わる新たな制度について、現在「障がい者制度改革推進会議」で議論されている旨を説明しました。
7	視覚障害者の外出支援について検討してほしい。		市町村が実施するガイドヘルパーの派遣などを行う移動支援事業に対して国庫補助による支援を行っていることを説明するとともに、障がい者制度改革推進会議において新たな制度の検討が開始されたことを説明しました。
8	視覚障害者のため、子ども(健常児)のための調理・洗濯などの家事をするのが困難であるが、ヘルパーからは「利用者本人のためのサービスの提供しかできない」と言われている。障害者自立支援法上、子育てのための支援策などはないのか。		障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)、重度訪問介護のサービス提供に当たっては、育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合に、「育児支援」の観点から、「利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理」などもヘルパーの業務として行うことが認められています。このサービスを受けることが可能と考えられますので、お住まいの市町村にご相談ください。
9	障害者自立支援法はいつ廃止されるのですか?精神障害者の負担する医療費はどうなるのですか?今は自立支援医療になった精神科通院公費負担も5%に戻るのですか?		自立支援医療に対する御意見としてお受けしました。障害者自立支援法のあり方全般については、障がい者制度改革推進会議等で検討されている旨を説明しました。
10	障害者の人でも、健常者である自分より何倍も給料をもらっている人もいる。障害者であるというだけで優遇されるはおかしい。(具体的にどういう制度を意図しているかは不明。)		障害がある方に対する理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 鈴木敦士(内線3919)

平成22年2月22日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	41件	0件	0件	31件	13件	85件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	14件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	69件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	一般の方より、新たに特別養護老人ホームの開設を行いたい、どのような手続きになるのかとのご質問をいただきました。		設立のための詳細な手続きについては事業を実施する予定の都道府県にご相談されるよう伝えた上で、特別養護老人ホームは社会福祉法人、地方公共団体等の一定の主体に限られる旨を説明しました。
2	特定施設に入居中の方より、御自身が訪問看護を受けられない理由につきお問い合わせをいただきました。		特定施設には看護職員が配置されるように義務づけられており、特定施設における看護サービスの提供は施設が行うことが適当であるため、外部サービス利用型特定施設を除き、介護保険による訪問看護は実施できないこととしている旨説明しました。また、急性増悪等の状態によっては医療保険による訪問看護が可能である旨説明しました。
3	一般の方から、介護保険料はドイツを参考に、全ての労働者から労使折半で負担を求めた方が将来的に保険制度が持続しやすいのではないか、とのご意見をいただきました。		我が国における介護保険制度は、加齢に伴って介護を要する状態となった方への介護に係る負担をカバーするという考え方で創設されており、要介護等の発現率が高い65歳以上の方と、こうした高齢の要介護者を親に持ち、また本人にも初老期認知症や脳血管疾患等による介護ニーズの可能性が高まる40歳から64歳の方に実益があることから、これらの方を被保険者としている旨説明しました。
4	事業者の方から、介護職員処遇改善交付金について、申請の際の手続きが煩雑であり、事務所の事務の実態を把握していないとのご意見をいただきました。		介護職員処遇改善交付金の申請の際に必要な書類については、必要最低限の書類に限るよう都道府県にお願いしている旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	特別徴収の意義についてご質問をいただきました。		特別徴収は、被保険者の方の納付に係る負担の軽減や市町村における保険料徴収事務の確実性・効率性を考慮して導入され、実際に徴収費用や人件費等のコストの削減に貢献していることを説明しました。
6	介護保険料の支払いが40歳からとされているのはなぜですかというご質問をいただきました。		40歳以上になると、初老期認知症や脳血管疾患による介護ニーズの可能性が高くなることや、自らの親も介護を要する状態になる可能性が高くなるため、介護保険制度により介護の負担が軽減されることなどを考慮して決められた旨説明しました。
7	一般の方より、百歳以上の高齢者は全国で何人いるのかとのご質問をいただきました。		厚生労働省のホームページに關係資料が掲載されている旨を説明した上で、平成21年9月1日時点で百歳以上の男性が5,447人、女性が34,952人いらっしゃることを説明しました。
8	一般の方より、特別養護老人ホームのユニット化を進めているとのことであるが、利用料の負担が高く、とても入所できないとのご意見をいただきました。		所得の状況に応じた利用者負担の軽減の制度を設けるなど、低所得者の方の利用につき配慮している旨説明しました。
9	利用者の方より、要介護認定調査の際に、調査員が調査票にどのような記載をしたのかを知りたいので教えて欲しいとご意見をいただきました。		認定調査結果等の資料の取扱いについては、各市町村の情報公開条例等に従い、各市町村の判断により情報を開示するか否かを決定することとなっているため、当該市町村にお問い合わせいただきたい旨説明しました。
10	事業者の方より、新規申請に係る認定調査の実施を市町村職員のみ認めているのはなぜかとの御照会をいただきました。		認定調査の公平性・客観性を担保するため、市町村職員が新規申請に係る認定調査を実施することとなっている旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	保険局(総務課)
照会先	成松課長補佐(内線3216)

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	89件	0件	2件	0件	0件	91件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	11件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	78件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	70歳～74歳の一部負担金については、来年度から2割に上がるのか。		来年度についても1割負担となる旨説明しました。
2	保険料の軽減を世帯単位で行う仕組みは、被保険者一人ひとりが保険料を納めるといふ後期高齢者医療制度の趣旨と矛盾するのではないか。		後期高齢者医療制度においては、世帯単位で保険料の軽減割合を判定しているが、これを個人単位で判定することについては、高所得の子どもに扶養されている高齢者についても保険料を軽減することになるなど公平性の観点から困難性があること、同様の仕組みとなっている国民健康保険や介護保険との整合性を考慮する必要があることなどの課題がある旨説明しました。 御意見については、「高齢者医療制度改革会議」において、保険料の仕組みを検討するに当たっての参考とさせていただき、旨説明しました。
3	出産育児一時金の直接支払制度はどのように利用するのか。		医療機関と合意文書を交わすことで利用することができます。まずは、医療機関にご相談いただくよう説明しました。
4	10年ほど前に出産したが、出産育児一時金の申請をしておらず、この間保険者に申請しようとしたところ、時効が適用されるため支給できないと言われた。		健康保険の給付には2年間の消滅時効が適用されますが、法律関係の安定を図るためのものであり、ご理解いただきたい旨ご説明しました。
5	A市に開設していた病院が、B市に移転した。かかりつけの病院であったため引き続き、受診したところ、診療内容が同じであるのに支払った金額が高くなってしまった。再診料が高くなっているのではないかと？		同一傷病での診察にかかる再診料に関して、変更はありませんとお答えしました。診療内容等が分かるものをお持ちであるかと聞いたところ、照会いただいた方の手元にはないと答えられました。以前との差異が不明であるため、受診した病院に対して差異が生じたことに関して説明をもとめていただくようお願いしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	国民健康保険の高齢受給者について、現役並み所得と判定されることにより、一部負担金の割合が3割になることは納得できない。1割から3割になると負担が非常に大きい。段階的な措置等を講じることは出来ないのか。		高齢受給者の一部負担金割合は現役並み所得世帯を除いて2割であり、予算措置によって1割に据え置くこととされています。現役並み所得者についてはこうした措置が講じられていないため3割の負担のままとなっています。国保は所得に応じたご負担をいただくことになります。所得の増加により1 3割となることは制度上やむを得ず、ご理解をお願いする旨説明しました。
7	市町村から送られてくる医療費通知は無駄ではないか？その通知を行う目的や効果についても賛同できない。		医療費通知は、被保険者の方に、健康と国民健康保険制度に対する意識を深めていただくことを目的として、国民健康保険事業の健全な運営に資するために送付をしているものです。不正等により、本人が思い当たらない給付を受けていた場合のチェックも可能であり、必要な施策だと考えている旨説明しました。
8	入院した際にかかった費用が高額になったので高額療養費の支給申請を行おうとしたところ、保険者からは、「室料部分については保険適用外であり、高額療養費の支給対象となる自己負担に含めないで給付は受けられない」と言われた。 しかしもとも、入院した際の医療機関から、「疾病の性質から、特別の療養環境を備えた部屋に入院する必要がある」「当該病床しか空いていない」という説明を受けてやむを得ず高額な室料差額を払って入院したという経緯がある。 治療や病床数の関係でやむを得ず室料差額を払ったのに、高額療養費による費用負担軽減が図られないのは不当である。		高額療養費は、保険給付の範囲内で費用負担の軽減を図る制度となっています。 公的医療保険の枠組みの外で発生する費用負担の軽減を高額療養費制度によって図ることは、保険適用される行為を個別に定めている現行の医療保険制度の趣旨から考えて妥当ではありませんと回答しました。 しかしながら、本人の治療上の必要により特別療養環境室に入院させた場合は室料差額を求めてはいけないうこととなり、支払った費用については取り戻せる可能性がありますので、地方厚生局に相談するよう説明しました。
9	高額介護合算療養費の支給申請を行う際、市町村や広域連合に対し制度の実施に係る説明を求めても詳細を把握している者がおらず、たらい回しにされた。 ポスターを見て制度の概略を知ったが、ポスター自体には詳しい説明が省かれており、費用負担軽減の対象となる自己負担の範囲が分からなかった。 制度を所管している厚生労働省が、きちんと制度を運用するよう自治体や保険者を指導したり、機動的な運用の見直しや積極的な広報を行えるようもっと統率力を発揮すべきではないか。		高額介護合算療養費制度は大変複雑ですが、政府広報やポスターの活用によるできる限りの広報や保険者に対しても、支給額計算の方法等について随時事務連絡を送付してきました。 給付の現状を把握し、今後の制度の運用改善に資するため、支給件数や支給額について毎月の集計をとっており、制度の広報や運用改善には今後も取り組んでいく旨回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年2月12日～2月18日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	48 件	1 件	0 件	35 件	0 件	84 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	26 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	44 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	14 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	現在48才であるが、20歳になった頃は、国民年金の保険料を払う余裕がなかった。市役所に「未納分をはらいたい」と相談に行ったが、年数がたっているので無理と言われるだけで取り合ってもらえない。60歳まで払っても受け取る年金額が下がると思うと不安。ぜひ今一度見直しをしてほしい。	① ③	年金の受給資格期間に満たない方や年齢に応じた加入可能年数だけ保険料を納めていない方については、国民年金に任意加入できる制度があることをご説明しました。また、国民年金保険料を遡って納められる期間を現行の2年から10年に延長するための法案を今国会に提出する予定です。
2	他国と比較しても厚生年金の加入期間の25年というのは長すぎで非正規(派遣、パート、アルバイト)などの増加でこの厚生年金の期間を変えるべき時期になっていると思う。	③ ④	受給資格期間の短縮については、新年金制度の具体化に向けた議論と併せて検討をしまいたいこととお伝えし、貴重なご意見として承りました。
3	私は夫婦共30年以上厚生年金を納めているが、もし、夫が亡くなった場合、私と夫の年金の高い方のみが支給されると聞いた。私の年金にプラス夫の遺族年金がもらえるのでは？昔はそうだったけど、途中で自民党が変更したと聞く。働いていない奥さんが夫の遺族年金を受けられるのに、働いている私達が夫の遺族年金をもらって、自分の30年以上掛けていた年金がもらえないのはおかしい。	①	一人の方について、年をとったことと遺族になったこと、二つ重なったとしても、その方の生活に必要な費用(所得保障の必要性)が2倍になるわけではないことから、若い世代の保険料で支えられる世代間扶養の仕組みであることに鑑み、老齢厚生年金または遺族厚生年金のいずれか一方を選択していただくことになっていること、及び、自らの保険料納付が給付に全く反映されないということのないよう、本人の老齢厚生年金を全額受給されることを基本とし、これに加えて夫の遺族年金額と本人の老齢厚生年金との差額が支給される仕組みとなっていることをご説明しました。
4	娘が大学生で今年6月に二十歳になる。国民年金は二十歳を迎えてから加入することが義務付けられていることはわかるが、経済的収入がない学生でも保険料を納めなければならないのか。不景気の中での経済状況では私たち親どもの支出(学費・生活費)など負担が大きくなる一方で生活もままならない状況。また、保険料の未払いの人の数が増えているひとつの原因ではないか。せめて、子供たちが二十歳を超えてでも学生の間だけは(就職ができるまで)何とかならないのか。	①	国民年金については、前年の所得が一定額以下の学生が申請し、承認されれば、社会人となってから追納できる制度(学生の納付特例制度)があることをご説明しました。
5	現在50才で、厚生年金を貰えるのは64才からだが、将来を考えると、64才まで働けるとは考えられない。仮に60才まで働けたとしてもあと4年は会社が再雇用をしてくれなければ無収入。支給開始年齢は、今現在年金を貰ってる人並みにしてもらいたいと要望する。元気で働く意欲のある人は65才から、無理と思う人は60才からが良い。	① ④	65才現役社会の到来に合わせ、また年金財政の観点からも、支給開始年齢の引上げが必要であることや、現行制度においても、減額されますが、60才から受給できる年金の繰上げ制度があることをご説明しました。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	ねんきん定期便に旧三共済(専売公社、電電公社、国鉄)時代の記録が記載されていないのはおかしい。	①	旧共済年金期間については各旧共済組合から情報提供を受け、現在、期間の統合、確認作業を行っていますが、作業が終了するまでは、共済組合員記録の表示を控えさせていただきます。
7	第三者委員会で40年前の厚生年金期間8ヵ月が却下されたが、却下されたものでも年金事務所で認められるケースがあると聞いた。自分の分も認めてほしい。	①	第三者委員会で却下された厚生年金の場合は、新たな手がかりが見つければ、認められる場合があることをご説明いたしました。
8	兄が亡くなり、遺族厚生年金を請求しようとしたところ、兄弟姉妹は受けられないことを初めて知った。兄弟姉妹は遺族厚生年金を受けられないということを周知してほしい。	④	要望について、貴重な意見として拝聴しました。また日本年金機構に対し、意見を踏まえ、制度周知に努めるよう指導いたします。
9	旧社会保険事務所に来訪した際、対応している職員が上から目線に対応しているように感じられた。窓口対応職員は、お客様に親身に、かつ謙虚に接してほしい。	④	貴重なご意見として承り、日本年金機構と共に情報を共有いたします。
10	年金記録の調査及び判明した場合の支払いに時間がかかりすぎている。高齢であることから、早く支払ってほしい。	② ④	日本年金機構にて記録が判明した場合の年金裁定事務については処理時間の短縮に努めているところですが、個別のケースで時間がかかっている場合は事実確認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

平成22年2月12日～2月18日受付分

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	労働政策担当参事官室 室長補佐 石垣健彦(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	1件	28件	0件	0件	1件	0件	30件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	29件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働組合法の解釈についての問い合わせ。 同様の問い合わせが計3件。		労働組合の組合員に関する事項や適用される労働協約について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
2	労働組合法等の改正を求める意見として、各都道府県労働委員会が監督して、不正労働組合団体に対して労働組合活動の営業停止命令ができるようにすることなどについての要望。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
3	労働契約承継法の解釈についての問い合わせ。 同様の問い合わせが計25件。		会社分割の際に労働契約を承継する手続きや法律の適用範囲について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
4	中央労働委員会地方調整委員の推薦手続きに関する問い合わせ。		地方調整委員を推薦する際の手続きについて丁寧に説明し、ご理解をいただきました。
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成22年2月12日～2月18日受付分

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様相談グループ長 高水 徹 菊地 重人 (代表電話)03-5344-1100 (内線3173)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	9件	471件	4件	0件	65件	0件	549件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	138件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	411件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	現行の年金制度の年金額については、報道等により人によっては、生活保護よりも低い水準であると言われている。きちんと払っている者が、報われるような年金制度にして欲しい。また、若い人がきちんと進んで加入するような、魅力ある制度にして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	保険料をきちんと納付して年金を受ける権利を得たのに、請求が遅れたために、さかのぼって5年分しか支給されないのはおかしい。年金の支払いについては、時効を撤廃するように要望します。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	海外留学をしており、納付の意思はあったが、任意加入の手続きをしていなかったため、加入することができなかった。さかのぼって加入し、保険料を支払できないか。特別措置でも構わないので、納付できるよう検討をして欲しい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	第三者委員会からあっせんを受け、記録が訂正されたが、訂正前は国民年金のみの加入で、年金の早期減額請求(繰上げ請求)をしていた。記録が訂正されたことで、年金をもらう条件が違うので、早期減額請求の取消しができないのか。		現行制度では、請求の取消ができないことについて詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	65歳前に人工透析をするようになり、年金事務所で障害年金の相談をしたが、60歳より早期減額(繰上げ請求)年金を受給しているので、障害年金の請求ができない。早期減額請求の取下げができないのか。		現行制度では、請求の取消ができないことについて詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	生活保護を受けているが、年金記録が判明し、さかのぼって年金の支払いがされても、生活保護の受給を調整されるので、どうにかならないのか。		貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
7	源泉徴収票が送られてきたが、記載内容がわかりにくいので、もっとわかりやすい記載や説明をして欲しい。		記載内容について個別にご説明するとともに、来年の発送において、手引き等の記載をよりわかりやすい内容にするように取り組みます。
8	年金事務所職員の対応や態度が悪く、説明が不十分で、不愉快な思いをした。(同様なご意見が多数ありました。)		事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
9	ねんきん定期便等の年金記録に関する各種通知や案内について、内容がわかりづらいので、もっとわかりやすくして欲しい。		ねんきん定期便の記載内容をわかりやすい言葉に置き換えるなど、お客様に対し、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
10	「ねんきん特別便」や「厚生年金加入記録のお知らせ」等に記載されているお勤め先について、社名が変更になった場合には、資格を失った時点の社名が表示される。加入時から変更した社名で加入していたことになり、社名が変更した場合の記載について、早急に改善して欲しい。		お客様に対し、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
11	父親が死亡し、母親が未支給年金の請求をしたが、事務処理に時間がかかり、支払が3～4カ月かかると年金事務所で案内された。もっと早く出ないのか。できないのなら、せめて2カ月ぐらいでできるように改善して欲しい。		事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
12	年金再計算(再裁定)による支払いが遅い。とにかく時間がかかりすぎである。できるだけ早く支払って欲しい。		複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
13	ホームページに厚生年金保険の保険料額表が掲載されてなく、大事な保険料の案内がない。また、健康保険料と一緒にあったわかりやすい料額表を掲載し、県別に健康保険料額が違うので、県名を選択するとその県に対応する料額表が掲載できないの検討して欲しい。		貴重なご意見として承り、ホームページの充実に努め、早急な改善を行います。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。